

世界お茶まつり 2025 秋の祭典 協賛イベント募集要領

1 目 的

令和 7 年 10 月に開催する世界お茶まつり 2025 秋の祭典では、幅広くお茶や茶文化に触れる機会を創出するため、県内各地で実施される行事を対象に、協賛イベントとして開催する行事を募集する。

2 対象行事

- (1) 開催時期 令和 7 年 9 月 1 日（月）～10 月 31 日（金）
（本期間内に対象行事の一部を実施するものを含む）
- (2) 開催場所 静岡県内各地
- (3) 主 催 者 市町、茶業関係団体、観光関係団体、民間企業、民間グループ等
- (4) 要 件 3 の承認基準により第 9 回世界お茶まつり実行委員会（以下、「実行委員会」という。）から承認を受けたもの

3 承認基準

次の各号のいずれにも該当する行事であること。

- (1) 世界お茶まつり 2025 の開催目的（若い世代へのアプローチ、インバウンド需要の取込・海外展開の強化、健康機能や社会課題への対応等の訴求）に即してお茶の魅力を活かした行事であること。
- (2) 一般の人に公開される行事であること。
- (3) 実施団体の親睦を目的とするものではなく、公益性を有するものであること。
- (4) 営利を目的としたものでなく、かつ、入場料等を徴収する場合はその額が適切であること。
- (5) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 世界お茶まつり 2025 の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるもの。
 - イ シンボルマーク等を正しい使用方法に従って使用しないもの。
 - ウ 特定の宗教活動又は政治活動を目的とするもの。
 - エ 特定の個人、又は団体の売名に利用しようとするもの。
 - オ その他、承認することが不適当と認められるもの。

4 申請及び承認

- (1) 行事の主催者は、令和 7 年 8 月 8 日（金）までに、世界お茶まつり 2025 秋の祭典 協賛イベント承認申請書（別記様式第 1 号）を実行委員会事務局へ提出すること（原則メールにて提出。止むを得ない場合のみ郵送または持参可）。なお、申請書への押印は不要。
- (2) 実行委員会事務局は、申請があったときには、その内容が協賛イベントの承認基準に該当するか審査し、令和 7 年 8 月 25 日（月）までに申請団体に対して承認または不承認を通知する。

5 特典

- (1) 実行委員会から協賛イベントとして承認を受けた行事は、世界お茶まつり 2025 公式ホームページ内「秋の祭典」ページに、協賛イベント情報、リンクを掲載し、広報について協力する。
- (2) 実行委員会から承認を受けた行事の主催者に対し、世界お茶まつり 2025 のシンボルマーク・ロゴ・イラストのデータ及びのぼり旗等の広報物を提供する。行事の主催者は世界お茶まつり関連行事として広報することができる。

6 注意点

- (1) 実行委員会から承認を受けた行事は、「世界お茶まつり 2025 協賛イベント」と表記すること。
- (2) 承認基準に反する事項があると実行委員会が認めたときは、承認を取り消す。その場合、シンボルマーク及びロゴを印刷した印刷物の中止を求めることがある。

7 実績報告

行事の主催者は、行事終了後 2 週間以内に世界お茶まつり 2025 秋の祭典 協賛イベント実績報告書（別記様式第 2 号）を提出すること（原則メールにて提出。止むを得ない場合のみ郵送または持参可）。

8 協議

疑義のある場合や、この要領に定めのない事項については、実行委員会と行事の主催者が協議の上決定することとする。

9 その他

- (1) 日程や内容を変更する場合は速やかに連絡すること。
- (2) 行事に要する経費は全額主催者が負担すること。
- (3) 行事实施に必要な許認可等は主催者において受けること。
- (4) 実行委員会では行事の準備及び実施に係る事故等の責任は負わない。

10 申請書の提出先

第 9 回世界お茶まつり実行委員会事務局（静岡県お茶振興課内）
〒422-8067 静岡市駿河区南町 14-1 水の森ビル 3 階
電話 054-202-1488 E-mail:wof@pref.shizuoka.lg.jp